

特定非営利活動法人 シニアネット相模原 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人シニアネット相模原と称し、略称をSN S a g a m i (SENIORNET Sagamihara) とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県相模原市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、インターネット等による情報交流及び商店街活性化事業により、生きがい作り・仲間作りを支援し、シニアの豊かな生活、健全な街づくりと生涯学習ならびに経済活動を推進し、もって住みやすい社会環境づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動。
- (2) 経済活動の活性化を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 情報化社会の発展を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①主にシニアのためのパソコン講習会事業
 - ②啓発・広報活動事業
 - ③シニア等による起業及び市民活動支援事業
 - ④地域商店街の活性化支援事業
 - ⑤その他この法人の目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、第5条に定める事業を行い、総会での議決権を持つ個人
- (2) ネット会員 この法人の目的に賛同して入会し、総会での議決権を持たない個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、賛助する団体及び法人で総会での議決権を持たないもの

(入会手続及び会費)

第7条 この法人の会員になろうとするものは、別に定める入会届を理事長に提出し、会費を払い込むことによって会員となることができる。

- 2 会費の額は、総会において定める。
- 3 前項の会費は、年額をもって定め、毎年4月1日から翌年3月31日に至る期間をもって算定する。
- 4 会員が、翌年度も継続して会員になるときは、当該年度の始まる前日である3月31日までに、当該年度の会費を納付しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 会費を1ヶ月以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、この法人の定款又は規則に違反し、又は公序良俗に著しく反する行為をしたとき
- (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき
(抛出金品の不返還)

第10条 この法人は、すでに納入された会費その他の抛出金品は返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上 2人以内
 - 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とし、専務理事1人、常務理事若干名を置くことができる。
 - 3 この法人に相談役、顧問を若干名置くことができる。相談役、顧問は理事長の求めに応じて、助言することができる。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長並びに専務理事・常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長・副理事長を補佐し、対外折衝業務等処理する。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づいて、第5条の事業の推進を図る。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前項の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が、次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(会議の種類)

第18条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算に関する事項

(5) 事業報告及び決算に関する事項

(6) 理事の選任又は解任に関する事項

(7) 監事の選任又は解任に関する事項

(8) 会費の額に関する事項

(9) その他この法人の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事業計画及び予算の追加または更正に関する事項

(4) 事務局の組織及び運営に関する事項

(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第21条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をした場合

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合

(3) 第13条第6項第4号の規定により、監事から招集があった場合

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めた場合

(2) 理事の総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合

(招集)

第22条 総会及び理事会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開催日の10日前までに通知しなければならない。

3 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開催日の5日前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要と認めて招集するときは、この限りではない。

4 前条第2項第1号及び第2号又は同条第3項第2号の規定による請求があった場合は、理事長は、その日から30日以内に会議を招集しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(会議の運営方法)

第24条 総会及び理事会の運営方法は、この定款に規定するもののほか、別に定める規則による。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上が出席した場合に開会する。

2 理事会は、理事総数の過半数が出席した場合に開会する。

(議決)

第26条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席者の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、理事総数の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 総会及び理事会において、第22条第2項又は第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席者の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

(書面表決等)

第27条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法及び代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、別に規則で定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決権を行使することができる。

4 第1項及び第3項の規定により表決権を行使する者は、第25条、前条第1項及び次条第1項の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 総会にあつては正会員総数及び出席者数、理事会にあつては理事総数、出席者数及び出席者氏名（いずれの場合も、書面表決者又は表決委任者にあつてはその旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 政府等からの補助金・助成金
- (5) 財産から生じる収益
- (6) 事業に伴う収益
- (7) その他の収益

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第31条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、その翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第33条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 総会での議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、事業計画及び予算の追加又は更正をすることができる。
- 3 前項の追加又は更正を行ったときは、直近の総会で報告するものとする。

(暫定予算)

第34条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

- 2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第6章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第36条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に係るものを除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第37条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属先)

第38条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第39条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第7章 事務局

(事務局)

第40条 この法人は、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 雑則

(実施規則)

第42条 この定款の実施に関し必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

付則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の年会費は、第7条の規定にかかわらず、以下の金額とする。

正会員	2,000円
賛助会員 一口	2,000円以上

3. この法人の設立当初の役員は、第12条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理事長	荒井 秀典	副理事長	長瀬 幸子
副理事長	井川 三郎	常務理事	飯塚 宏紀
専務理事	石川 欽也	理事	葛谷 鍾太郎
理事	濱田 和男	理事	丸山 祐一
理事	遠藤 里香	理事	浅野 久美子
理事	石井 晃		
理事	吉岡 ひさえ		
監事	酒匂 寛		

4. この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成14年6月30日までとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第33条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

付則 この定款は、平成 14年 8月29日から施行する。

付則 この定款は、平成 16年10月 1日から施行する。

付則 この定款は、平成 17年 9月12日から施行する。

付則 この定款は、平成 19年 4月20日から施行する。

付則 この定款は、平成 20年 6月20日から施行する。

付則 この定款は、平成 22年 9月10日から施行する。

付則 この定款は、平成 24年 6月24日から施行する。

付則 この定款は、平成 24年 9月19日から施行する。

この写しは定款の原本と相違ないことを証明する。

名 称 特定非営利活動法人 シニアネット相模原
住所又は居所 神奈川県相模原市南区当麻860番地7
理 事 鮎 川 宜 正 印

連絡先の電話番号 042-778-2520